

企業会計基準適用指針公開草案第19号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」について

－ 経緯 －

企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成 18 年 8 月に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として改正された。これに伴い、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の内容について、これまで質問が多く寄せられた事項への対応などと合わせて、改正後の金融商品会計基準の適用上の指針として新たに定めるため、「会社法対応専門委員会」にて審議を重ね、平成 18 年 9 月に表題の公開草案を公表し、コメントの募集を行った。

－ 会社法対応・金融商品合同専門委員会での検討状況 －

平成 18 年 11 月以降、合同専門委員会を 5 回開催し、公開草案に対するコメントで要望が多かった以下の項目を中心に検討を行っている。
また、当該項目等に関し、監査人（1 名）や証券業界関係者（3 名）から参考人としての意見を聴取している。

- （1）取得条項付の転換社債型新株予約権付社債について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の会計処理…次頁以降参照
- （2）自己社債の会計処理¹

¹「(2) 自己社債の会計処理」については、公開草案の内容と大きく異ならない方向で検討が進んでいる。

《取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理》

－ 前提条件 －

- ・発行総額：100、額面金額：100、払込金額：額面金額の100%
- ・満期償還：額面金額の100%、転換価額：100、転換株式数：払込金額（＝額面金額）÷転換価額＝1株
- ・社債利息：ゼロクーポン
- ・新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの金額（新株予約権の行使価額＝転換価額）＝100とし、新株発行時に出資された額はすべて資本金とする

I ITM の場合の会計処理（時価（＝パリティ価値）＝130、CB は取得と同時に消却）

→下表では一括法による処理を比較しているが、うち「①株式のみ」と「⑤現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案1 取得価額＝時価 130		案2 取得価額＝帳簿価額 100		案3 取得価額＝現金＋帳簿価額を 取得の対価の時価の比率で按 分した額の株式部分		(参考) 投資家による転換(※)	
①株式のみ		CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100
②株式 ＋現金 (80)	帳簿価額＞ 現金交付額	CB100 損 30	資本金 50 現金 80	CB100	資本金 20 現金 80	CB62 損 18 CB38	資本金 38 現金 80	N. A.	
③株式 ＋現金 (100)	帳簿価額＝ 現金交付額	CB100 損 30	資本金 30 現金 100	CB100	現金 100	CB77…(a) 損 23 CB23…(b)	資本金 23 現金 100	N. A.	
④株式 ＋現金 (120)	帳簿価額＜ 現金交付額	CB100 損 30	資本金 10 現金 120	CB100 その他利剩 20	現金 120	CB92 損 28 CB8	資本金 8 現金 120	N. A.	
⑤現金のみ		CB100 損 30	現金 130	CB100 損 30	現金 130	CB100 損 30	現金 130	N. A.	

(a) 現金償還と考える部分のCB簿価：CBの簿価100×{現金100／(交付する現金100＋交付する株式の時価30)}

(b) 新株予約権の行使と考える部分のCB簿価：CBの簿価100×{交付する株式の時価30／(交付する現金100＋交付する株式の時価30)}

審議事項（４）

（※） 投資家が CB に付された新株予約権を行使した場合には株式が交付され、株式＋現金であることはない。

審議事項（４）

（これまでの議論の整理）

株式＋現金について	案 1	案 2	案 3
考え方	取得価額は、時価（パリティ価値）（130）	ITM の場合、時価（パリティ価値）（130）に相当する取得の対価が柔軟化されたため、取得価額は（現金支払が簿価（100）を越えない限り、通常の CB と同様に）簿価（100）	取得価額は、金融負債が消滅する部分（現金）の時価と残存部分（株式）の額（簿価を取得の対価の時価の比率で按分した額の株式部分）
	自己 CB の取得として処理	CB に付された新株予約権の全部行使＋交付すべき株式の現金による交付、又は、現金による CB の償還＋株式の交付として処理	現金による CB の一部償還＋CB に付された新株予約権の一部行使として処理
金融商品会計基準との関係			
①一括法との関係	原則として、投資家による転換（株式の交付）が想定されており、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」として、新株予約権（払込資本を増加させる可能性のある部分）と社債（それ以外の部分）は同時に各々存在し得ないため、一括法又は区分法で処理		
②投資家による転換（株式の交付）との関係	現金が交付されるという点において投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるとはいえない。	ITM の場合、取得価額は時価（パリティ価値）に相当するものであるため、投資家による転換（株式の交付）に準じて処理する。	ITM において、株式が交付される部分は投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるが、現金が交付される部分は同一であるとはいえない。
③金融負債の消滅との関係（会社法上は現物出資及び混同として消滅）	投資家による転換（株式の交付） →このケースの取得価額は時価（パリティ価値）（130）であるため、差額は「償還損」	投資家による転換（株式の交付）の場合、当初から意図された負債（すべて残存部分）の簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額は「償還損」 →このケースの取得価額は、原則として簿価（100）。このため、現金支払が簿価（100）以下の場合は簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額は「償還損」（なお、現金支払が簿価（100）を越えた場合は当該簿価超過額で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額は「償還損」）	ITM において、株式が交付される部分は投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるが、現金が交付される部分は同一であるとはいえない。 →このケースでは、 ① 現金交付分は金融負債が消滅する部分にあたり、当該支払と、これに見合う簿価（簿価 100 を取得の対価の時価の比率で按分した額）との差額は「償還損」 ② 株式の交付分は残存部分にあたり、簿価 100 を取得の対価の時価の比率で按分した額で計上

審議事項（４）

会社法・会社計算規則との関係	会社計算規則 41 条 1 項の「当該取得時における価額」の読み方として「時価」は妥当	会社計算規則 41 条 1 項の「当該取得時における価額」の読み方として「簿価」は妥当 （なお、「当該取得時における価額」を「簿価」である点を強調すると、現金支払が簿価（100）を越えた場合も取得価額は簿価となるため、会社計算規則 41 条 2 項 2 号の関係から借方差額は「その他利益剰余金」となる）	会社計算規則 41 条 1 項の「当該取得時における価額」の読み方として、「現金と取得の対価の時価比率で按分した株式交付部分に対応する額」とするのは不自然
その他	パーチェス法の考え方とは整合的	一括法を採用する米国基準では、ほぼ同じ処理となっている。	金融負債の消滅の認識に係る財務構成要素アプローチ的な考え方と整合的

1. 取得の対価が「③株式＋現金（100）」で、CB は取得と同時に消却

（差額株式決済：償還価値（100）に対して現金を交付し、転換差益（30）に対して自社の株式を交付している場合）

【論点】区分法①を認めることを前提とすると、「③株式＋現金（100）」という１つの取引について、区分法と一括法の整合性をどう考えるか

⇒「差額株式決済」という１つの取引については、会計処理の考え方を整合させることが適当

	案 1		案 2		案 3	
一括法	CB100 損 30	現金 100 資本金 30	CB100	現金 100	CB77 損 23 CB23	現金 100 資本金 23
区分法① (※1)	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100
	W10	資本金 10	W10	資本金 10	W10	資本金 10
区分法② (※2)	SB90 損 10	現金 100	(同上)		SB69 W8 損 23	現金 100
	W10 損 20	資本金 30	(同上)		SB21 W2	資本金 23
【論点】	A 案：区分法①…一括法と不整合 D 案：区分法②…一括法と整合的		B 案：区分法①②…一括法と整合的		C 案：区分法①…一括法と不整合 E 案：区分法②…一括法と整合的	

(※1) 区分法①：発行時に区分法を採用し、交付する現金を償還価値、自社の株式を転換差益としている場合の処理方法

(※2) 区分法②：一括法との整合性を踏まえた処理方法

審議事項（４）

~~（１）Ａ案、Ｃ案…区分法①を認めるのは、一括法との整合性を重視しながら、（実務上、ほとんど採用されていない）区分法の場合にのみ任意的に認めてもよいという考え方【一括法の会計処理の検討→区分法の会計処理の検討】~~

（２）Ｂ案…区分法①を認めるのであれば、一括法においても同じ考え方によるべきという考え方【区分法の会計処理の検討→一括法の会計処理の検討】
（区分法①の説明）

単独の新株予約権について差額株式決済（新株予約権の行使に伴う払込金額ゼロと同様）が行われた場合、自社の株式のみを交付することから、「投資が継続されている」と考えることができる（新株予約権の帳簿価額をもって資本金等を増加させる）。したがって、新株予約権と社債の組合せであるＣＢについて、新株予約権相当部分についてのみ株式決済が行われた場合にも、同様の処理が行われることとするのが適当である。

（３）Ｄ案…区分法と一括法の整合性を重視するため、（再考により）区分法①は前提としないという考え方。この場合、区分法は、「区分法①」ではなく「区分法②」（新株予約権部分についても取得の対価は時価）となる。【一括法の会計処理の検討→区分法の会計処理の検討】
（区分法②の説明）

「①株式のみ」の場合には、（一般的な交換取引の例外として）「投資が継続されている」と考えることができるＣＢの「転換」と同様であるため、一括法とともに、区分法においても、帳簿価額をもって資本金等が増加するが、「③株式＋現金」は、「転換」とは異なるため、区分法においても、新株予約権部分について、帳簿価額ではなく時価をもって資本金等を増加する。

ＣＢではなく、単独の新株予約権について、取得条項の行使により「①株式のみ」を対価にした場合は、（時価ではなく）帳簿価額をもって資本金等を増加する。

~~（４）Ｅ案…区分法と一括法の整合性を重視するため、（再考により）区分法①は前提としないという考え方。この場合、区分法は、「区分法①」ではなく「区分法②」となる。【一括法の会計処理の検討→区分法の会計処理の検討】~~

社債部分と新株予約権部分についての取得の対価を、それぞれ説明することは困難ではないか。
社債部分の取得の対価＝（現金 100＋資本金 23（*））－Ⅱ部分の取得の対価（簿価 10）
（*）資本金 23＝ＣＢの簿価 100×（交付する株式の時価 30／（交付する現金 100＋交付する株式の時価 30））

（参考）ＣＢの「転換」の考え方

	「転換」における対価	思考回路
A 案、C 案、D 案	すべて株式	「転換」は、もともと一括法しかなかったＣＢ（転換社債）における処理。その範囲内で区分法を考えるため、区分法①は例外的にしか認められない（Ａ案、Ｃ案）、又は、例外は認められない（Ｄ案）。
B 案	新株予約権部分についてのみ、すべて株式	一括法でもＣＢは「社債＋新株予約権」であり、生死が不可分なだけである。このため、新株予約権相当部分についてのみ、対価がすべて株式であれば、伝統的なＣＢの一種であり、区分法のみならず一括法でも「転換」

² EITF03-7 に至る経緯から推測される考え方（EITF90-19 では Instrument C（③株式＋現金（100））の取得価額は時価であったが、FAS133 及び EITF00-19 公表を経て、資本に分類されるワラントを含む複合金融商品は伝統的なＣＢの一種と解され、EITF03-7 において、Ｂ案のように解されていると考えられる。）。

		の範囲に入る ² 。
--	--	-----------------------

2. 1 以外、例えば取得の対価が、「②株式＋現金（80）」または「④株式＋現金（120）」で、CB は取得と同時に消却

	案 1		案 2		案 3	
一括法	CB100 損 30	現金 80 資本金 50	CB100	現金 80 資本金 20	CB62 損 18 CB38	現金 80 資本金 38
区分法	SB90	現金 80 益 10	SB90	現金 80 資本金 10	SB56 W6 損 18	現金 80
	W10 損 40	資本金 50	W10	資本金 10	SB34 W4	資本金 38
問題点	現金交付額が極端に少ない場合の結果（損が生じる）と、取得の対価が自社の株式のみの結果（損が生じない）との妥当性。		区分法の場合、新株予約権相当部分について株式決済とすれば、社債相当分は現金＋株式決済となり、（DES を考慮すれば）社債相当分は簿価の振替えとは限らない。		下記（参考）参照	
問題点への対応	⇒例えば、「現金交付額が僅少な場合には、取得の対価が自社の株式のみのときに準じて取り扱う」とすることにより解決できないか。					

（参考）案 3 の問題点として指摘され得る事項

- ・金融負債→金融負債＋金融負債の消滅（現金）ではなく、金融負債→株主資本＋金融負債の消滅（現金）であり、金融負債に係わる財務構成要素アプローチの直接的適用は困難。
- ・消去法的に推す意見が多い。
- ・米国 EITF 及び IAS に基づく処理のいずれとも整合しない。
- ・会社法上、1 つの CB について一部償還・一部転換として処理することの違和感と、会社計算規則第 41 条と取得時における W（又は CB）の価額の考え方との不自然さ。
- ・区分法について、E 案（区分法の考え方が一括法と整合的）の採用が困難であることを前提とすると、C 案（区分法の考え方が一括法と不整合）を例外ではなく原則とせざるを得ないが、それは区分法と一括法の不整合を招く。

3. 本日の議論の整理

	案1 ベース			案2 ベース		案3 ベース	
	1 は A 案（区分法の考え方が一括法と不整合）又は D 案（区分法の考え方が一括法と整合的）			1 は B 案（区分法の考え方が一括法と整合的）		1 は C 案（区分法の考え方が一括法と不整合）	
	2 は案 1			2 は案 1		2 は案 1	
1. 「③株式＋現金（100）」							
一括法	CB100 損 30	現金 100 資本金 30	CB100	現金 100	CB77 損 23 CB23	現金 100 資本金 23	
区分法	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100	
	W10 損 20	資本金 30	W10	資本金 10	W10	資本金 10	
2. 「②株式＋現金（80）」							
一括法	CB100 損 30	現金 80 資本金 50	(同左)		(同左)		
区分法	SB90	現金 80 益 10	(同左)		(同左)	米国では、取得条項付の CB 商品（EITF90-19 の Instrument）について、一括法のみを採用これを区分法のみとする改正が提示されており、これに関する論が 3 月 15 日に開始される。当該改正の目的は、CB を社株予約権部分に区分し、社債部償却原価法を適用することにより、係る借入コストを認識させる	
	W10 損 40	資本金 50					
2. 「④株式＋現金（120）」							
一括法	CB100 損 30	現金 120 資本金 10	(同左)		(同左)		
区分法	SB90 損 30	現金 120	(同左)		(同左)		
	W10	資本金 10					

米国では、取得条項付の CB に類似した商品（EITF90-19 の Instrument C）の処理について、一括法のみを採用しているが、これを区分法のみとする改正案が EITF で提示されており、これに関する実質的な議論が 3 月 15 日に開始される。

当該改正の目的は、CB を社債部分と新株予約権部分に区分し、社債部分について償却原価法を適用することにより、CB に係る借入コストを認識させることにあるとされている。

したがって、転換差益部分を評価替えせずに簿価で振り替えるという処理についての改正は予定されていないものと推測される。

Ⅱ OTM の場合の会計処理（時価（＝パリティ価値）＝80、CB は取得と同時に消却）

→下表では一括法による処理を比較しているが、うち「⑤現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案 1 取得価額＝額面金額 100		案 2 取得価額＝額面金額 100		案 3 取得価額＝帳簿価額簿価を 取得の対価の時価の比率で 按分		（参考）繰上償還	
⑤現金のみ		CB100	現金 100	CB100	現金 100	CB100	現金 100	CB100	現金 100
④株式 0.8 株（64） ＋現金	パリティ価値＞ 株式交付額	CB100	現金 36 資本金 64	CB100	現金 36 資本金 64	CB36 CB64	現金 36 資本金 64	N. A.	
③株式 1 株（80） ＋現金	パリティ価値＝ 株式交付額	CB100	現金 20 資本金 80	CB100	現金 20 資本金 80	CB20…(a) CB80…(b)	現金 20 資本金 80	N. A.	
②株式 1.2 株（96） ＋現金	パリティ価値＜ 株式交付額	CB100	現金 4 資本金 96	CB100	現金 4 資本金 96	CB4 CB96	現金 4 資本金 96	N. A.	
①株式のみ		CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	N. A.	

(a) 現金償還と考える部分の CB 簿価：CB の簿価 100×{現金 100／(交付する現金 100＋交付する株式の時価 30)}

(b) 新株予約権の行使と考える部分の CB 簿価：CB の簿価 100×{交付する株式の時価 30／(交付する現金 100＋交付する株式の時価 30)}

以 上